≪商品概要説明書≫

（2026年9月1日現在）

商品名	○年金定期貯金
対象資金	○当JA普通貯金からの振替資金
販売対象者	○当JAで公的年金をお受取りの方 ○当JAで公的年金のお受取りを新たに指定された方 ○当JAへ公的年金の指定替えをされた方
最低預入金額	○20万円以上
預入期間	○1年（単利型）または3年（複利型） ※継続方法は元金継続または元利金継続となります。
募集金額	○10億円
適用金利	○預入時の店頭表示金利＋年0.30％ （組合員または組合員同居の家族） ○預入時の店頭表示金利＋年0.15％ （組合員外）
払戻方法	○満期日以降に一括して払い戻します。
利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	(1)預入時の約定利率を満期日まで適用します。 (2)満期日以降に一括して支払います。 (3)付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4)20.315％(国税15.315％、地方税5％)の分離課税となります。 (5)金利は店頭に表示しています。
中途解約	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入期間を1年の定額方式とした場合 ①6か月未満・・・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満・・・・・約定利率×50％ (2)預入期間を3年の定額方式とした場合 ①6か月未満・・・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満・・・・・・約定利率×40％ ③1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50％ ④1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60％ ⑤2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70％ ⑥2年6か月以上3年未満・・・約定利率×90％
付加できる特約事項	○「総合口座」の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は、担保定期貯金の約定利回りに年0.5％を上乗せした利率です。） ○マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度（公的制度）	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
取扱期間	○2026年9月1日～2027年3月31日にお申し込みの方を対象とします。
その他	○当初預け期間終了後は店頭表示金利にてお預かりいたします。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、 当JA本支所または総務部(電話：0537-20-0804)にお申し付け下さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター （JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）

◎詳しくはＪＡ店舗窓口までお問い合わせください。

ＪＡ掛川市